

暫定議題
第 27 回委員会年次会合に付属する拡大委員会
2020 年 10 月 12–15 日
日本、札幌

1. 開会

1.1. 第 27 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認

1.2. 議題の採択

1.3. オープニング・ステートメント

オープニング・ステートメントは会合の公式記録となる。会合開始前に電子的コピーを事務局まで提出されたい。

1.3.1. メンバー

1.3.2. オブザーバー

2. 事務局からの報告

事務局長が過去 1 年間の事務局の活動について報告する。会合参加者は当該報告を事前に読了しているものと想定し、この議題項目では主に当該報告に対するコメント及び質疑応答を行う。

3. 財政及び運営

事務局長が 2020 年改訂予算案及び 2021 年予算案（2022 年及び 2023 年の仮予算を含む）の概略を説明する。予算及びその他の運営上の課題にかかる詳細な検討は財政運営委員会に諮問され、勧告予算とともに拡大委員会（EC）に答申される予定である。

3.1. 財政運営委員会からの報告

4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

各メンバー及び協力的非加盟国は、会合に先立ち、CCSBT 26 において採択された [遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書の改訂テンプレート](#) を使用して、各々の SBT 漁業活動に関する報告書を提出することとされている。会合参加者はこれらの報告書を事前に読了しているものと想定し、会合時には報告書の説明は行わない。すなわち、この議題項目では、報告書に関する質問、コメント及びフォローアップの議論を行う。直前の遵守委員会会合において議論された課題については必ずしも議論する必要はない。

4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告

この小議題項目は、メンバーによる特別なプロジェクトについて報告する機会を提供するものである。

4.1.1. 蓄養に関する不確実性

CCSBT 26 において、オーストラリアは「少なくとも CCSBT 27 会合の 4 週間前までに、ステレオビデオ（SV）の導入のための同国の努力に関する計画を示す文書を提出することを約束した。ESC 25 が指摘したサンプリングのバイアスを回避するためのプロトコルに関する助言を求めつつサンプリング手法（現在は 10 kg 以上の魚を 100 尾）の信頼性を改善するための代替的な見通しを示すものとなる可能性もある」とした。

4.1.2. 市場に関する不確実性

CCSBT 26 において、日本は「ESC 及び CCSBT 27 に対し、あらゆる異常値又は不調和を特定するために日本市場データと全メンバーの漁獲データとを比較するための提案を含む文書を提出することを約束した。」

5. 遵守委員会からの報告

遵守委員長が、2020 年 10 月に開催される第 15 回遵守委員会会合の報告書について説明する。遵守委員会 (CC) は、EC に対して勧告や決議案についての検討を求める可能性がある。

6. 拡大科学委員会からの報告

拡大科学委員会 (ESC) 議長が、2020 年 9 月の ESC 会合の報告書について説明する。ESC 会合では、2021 年から 2023 年までの期間の TAC を勧告するための管理方式 (MP) の運用及び新たな MP に関するメタルールのアップデート、蓄養及び市場に関する不確実性の解決に関して提出されたあらゆる文書の検討、科学調査計画の結果のレビュー及び計画自体のアップデート、漁業指標の定期評価の実施、全面的な SBT 資源評価の実施、及び SBT の資源状況に関する助言 (MP に関するメタルール及び例外的状況の評価を含む) を行う予定である。

7. 総漁獲可能量及びその配分

7.1. 国別配分量に帰属する SBT 漁獲量 (帰属 SBT 漁獲量)

メンバーは、遵守委員会及び EC に対する年次報告の中で、帰属 SBT 漁獲量の実施状況を報告することとされている。EC は、メンバーがこれらの義務を履行しているかどうかを判断するため、この情報に関するレビューを行う。

7.2. TAC の決定

2021 年から 2023 年の期間の TAC は 2020 年に設定される予定である。ESC は、2021-2023 年の TAC を勧告するために MP を運用する。[管理方式の採択に関する決議](#)によれば、MP は、全世界の総漁獲可能量 (TAC) を設定するための指針として利用されるものとされている。さらに CCSBT 26 では、「MP により勧告された TAC は CCSBT 27 において別途議論されることに留意しつつ、勧告された MP を採択することに合意した。TAC の決定にあたっては、SBT 資源及び漁業の持続可能性や、オーストラリアが SV に関して、及び日本が市場に関して提出する文書及び提案といったその他の情報についても検討すべきである」とされた。

7.3. 調査死亡枠

CCSBT 23 において、EC は、2018 年から 2020 年に関して MP により勧告された TAC から、調査死亡枠 (RMA) として毎年 6 トンの枠を留保することに合意した。EC は、2021-2023 年における RMA として留保する数量を決定する予定である。またこの議題項目では、メンバーが 2021 年の調査活動向けの RMA の承認を求める機会を提供する。

7.4. TAC の配分

TAC は、CCSBT の[全世界の総漁獲量の配分に関する決議](#)に従って配分される。2021-2023 年における各メンバーの実際の国別配分量が確認され、改正決議に記録される予定である。

8. 生態学的関連種 (ERS)

この議題項目は、ERS に関するメンバーのパフォーマンスにかかる事務局からの報告¹ について検討する機会を提供するとともに、IOTC、WCPFC 及び ICCAT の年次会合における ERS に関する決定を考慮するべく [CCSBT の ERS 決議](#)² 別添 1 に含まれる ERS 措置一覧のアップデートを検討するための常設議題項目である。またこの議題項目では、メンバーが提起したいその他の ERS 問題についても検討することができる。

9. CCSBT パフォーマンス・レビューパネルの選定

CCSBT 26 は、CCSBT における 2021 年パフォーマンス・レビューに関する付託事項 (ToR) に合意した。独立パフォーマンス・レビュー専門家 2 名、及び IOTC の専門家 1 名が休会期間中に検討されることとなっている。付託事項に基づき、CCSBT 27 においてメンバーからの専門家³ が推薦及び選出される。メンバーは、適切な専門家について検討し、会合においてそれぞれの推薦者を提示するよう要請されている。

10. 非メンバーとの関係

CCSBT 26 での要請を受け、事務局は、中国、フィジー、モーリシャス、ナミビア、シンガポール及び米国に対して、オブザーバーとして CC 14 及び CCSBT 27 に参加するよう招請した。メンバーは、SBT に関する重要な水揚げ港又は市場国となっている又はなりつつある国について、その通報を裏付ける背景情報とともに、事務局長に対して遅くとも会合の 6 週間前までにこれを通報することとされている。これらの通報は、本議題項目における事務局文書に含まれる予定である。EC は、同年中に SBT を漁獲している国等が確認された場合には、休会期間中に意思決定プロセスを通じて、その他の非メンバー国に会合への参加を招請する決定を行うことができる。

11. 神戸プロセス

この常設議題項目は、神戸プロセスに関するアップデートを行うとともに、行動が求められる全ての神戸プロセス勧告についてメンバーがレビューを行うものである。

12. 他の機関との活動

12.1. 関連するその他 RFMO の会合からの報告

他の RFMO との協力関係を改善するため、CCSBT のメンバーは関心のある RFMO 会合において CCSBT オブザーバーとなり⁴、これらのメンバーは CCSBT に対して関連事項の報告書を提出している。この議題項目において、以下の機会が与えられる。

- オブザーバーとなったメンバーは、これらの会合における関連事項を簡潔に説明する
- 2021 年の CCSBT 以外の会合における CCSBT オブザーバーについて合意する

¹ この報告書は、CCSBT 27 の直前に開催される遵守委員会会合において説明される。

² CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議

³ 拡大委員会 (EC) の異なるメンバー出身の 2 名から 4 名の専門家。メンバーからの専門家は CCSBT における豊富な経験を有する者とし、遠洋漁業国、沿岸国及び発展途上国のメンバーを含むべきである。パネルは、グループ全体として国際水準の漁業管理、漁業科学、遵守及び法的管理に関する専門性を有するべきである。

⁴ WCPFC、CCAMLR、IOTC、ICCAT 及び IATTC について、韓国、ニュージーランド、インドネシア、日本及び台湾がそれぞれのオブザーバーとなった。

13. データ及び文書の機密性

13.1. 2020年の報告書及び文書の機密性

この議題項目は、CCSBT 27に関連する会合報告書及びこれらの会合のために作成された一切の文書について、これらを非公表とすべきかどうかについて検討するものである⁵。

14. 2021年の会合

2021年に開催する会合の日程について検討する必要がある。回章#2020/030において、オーストラリアが主催する2021年の会合の暫定的な日程が以下のとおり合意された旨を伝達した。

- 拡大科学委員会：2021年8月30日－9月4日
- 遵守委員会：2021年10月7－9日
- 拡大委員会：2021年10月11－14日

ECは、これらの会合の暫定的な日程について確認する必要がある。さらにECは、遵守委員会会合の直前（すなわち2021年10月6日）に非公式遵守技術作業部会を開催するかどうかについて決定する必要がある。このことについては、財政運営委員会が2021年予算の決定にこれを反映できるよう、議題の十分に早い段階で決定を行う必要がある。

15. 第28回CCSBT年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出

CCSBT 24は、選出された議長及び副議長がさらに3年の期間において再選出されることを可能とする形で[CCSBT 手続規則](#)の規則4(1)を改正した。このことにより、議長及び副議長は最大で4年間在職することが可能となった。全メンバーは、拡大委員会の議長及び副議長となる者の指名を検討するよう要請されている。選出された議長及び副議長は、CCSBT 27の直後から職務を開始する。議長及び副議長が選出されなかった場合は、CCSBT 28に関しては主催国が議長を指名する従来の方式を継続することとなる。

16. その他の事項

17. 閉会

17.1. 報告書の採択

17.2. 閉会

⁵ 拡大委員会が報告書の公表を制限することに合意しない限り、CCSBT 27に関連する会合の報告書はCCSBT 27後に公表される。同様に、そのような会合に提出された文書が既に制限されている情報を含んでいないか、又はかかる文書の著者（若しくは、著者がメンバーの代表である場合には、メンバー）が公表について制限することを要求しない限り、当該文書はCCSBT 27後に公表される。